

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【報告事項】IAS 第 32 号「金融商品：表示」－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月に開催された第 324 回企業会計基準委員会で議論した「IAS 第 32 号『金融商品：表示』－企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類」に関する論点のその後の経過についてご説明することを目的として作成している。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。

## II. 背景

### 要望の概要

2. IFRS-IC は、2012 年 11 月に、銀行（発行企業）<sup>1</sup>の財務諸表における当該銀行が発行したプリペイド・カードに係る負債の分類、及び、以下の特徴を有するプリペイド・カード<sup>2</sup>の未使用の残高の会計処理についての明確化を求める要請を受けた。
  - (1) 有効期限がない。
  - (2) 顧客は、カードを払い戻したり、現金と交換したりすることができない。
  - (3) 財又はサービスのみで使用できる。
  - (4) 特定の小売業者でのみ財又はサービスと交換可能である。また、カードのプログラム次第で、小売業者の範囲は 1 つの業者である場合から、特定のカード・ネットワークに加盟している全小売業者の場合もある。カードの保有者が小売

---

<sup>1</sup> (ASBJ スタッフ注) 当初の要望書では、プリペイド・カードの発行企業は銀行 (IFRS-IC のスタッフ・ペーパーの説明では金融商品全般を指すものとされている) に限定されていた。ただし、アジェンダ決定案の公表にあたって、本資料第 2 項の特徴を有するプリペイド・カードを発行するすべての企業が対象とされた。したがって、本資料において「発行企業」という場合は、本資料第 2 項の特徴を有するプリペイド・カードを発行するすべての企業を対象とするものとする。

<sup>2</sup> 本資料でプリペイド・カードという場合は、本資料第 2 項で述べた特徴を有するプリペイド・カードを言うものとする。

業者で財又はサービスと交換した時点で、発行企業は小売業者に現金を支払う。

(5) 活発に取引されていない残高に対して手数料が生じない（これは、保有者がプリペイド・カードを使用しない限り、未使用残高が減少しないことを意味する。）。

3. また、同じ要望書は、米国財務会計基準審議会（FASB）の発生問題専門委員会（EITF）にも提出されており、2016年3月に会計基準更新書（ASU）第2016-04号「負債－負債の消滅（Subtopic 405-20）：特定の価値蓄積型前払商品（Prepaid stored-value products）<sup>3</sup>の非行使部分（Breakage）の認識」を公表している（詳細については、別紙2を参照）。

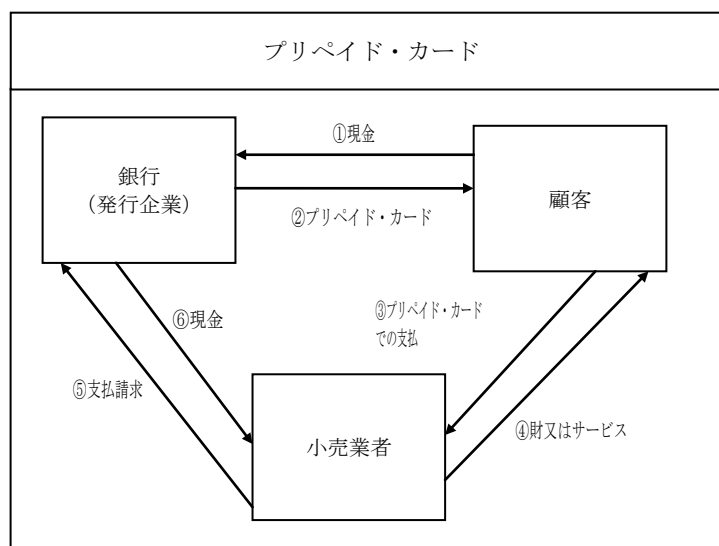
4. なお、本論点の検討にあたっては、次の3者間の取引が前提として検討されている。

(1) 銀行（発行企業）：プリペイド・カードの発行企業

(2) 顧客：プリペイド・カードの保有者

(3) 小売業者：プリペイド・カードの償還と交換で、顧客に対して財又はサービスを提供する者

図1：検討に当たって想定されているプリペイド・カード取引



<sup>3</sup> (ASBJ スタッフ注) ASU によれば、価値蓄積型前払商品とは、蓄積された貨幣価値を有している、物理的又は電子的な形式で発行されたプロダクトであり、一般的に、財又はサービスの支払いに充当することを目的として発行されたものであるとされている。例示として、特定の支払ネットワークのもとで発行され、ネットワークに対応した店舗で使用可能な前払ギフトカードや、テレフォンカード等があげられており、物理的またはデジタル形式の両方のケースがあるとされている。

## 論点の所在

5. 本件に関する主な論点は、プリペイド・カードの発行企業がプリペイド・カードの発行時に認識する負債が、金融負債であるか否かということである。金融負債であるか非金融負債であるかにより、プリペイド・カードの未使用残高(非行使部分(Breakage)と呼称されることが多い。)のプリペイド・カードの会計処理が以下のとおり異なるため、当該区分が重要となる。

### (1) 非金融負債の場合

- ・ 測定－IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用する。この場合、通常、負債の測定において見込まれる非行使部分が考慮される(債務を決済するために要求される資源の流出の最善の見積りを測定する)と考えられる。
- ・ 認識の中止－債務を決済するために経済的価値を有する資源の流出が必要となる可能性が高くなった時点で、非金融負債の認識を中止する(IAS 第 37 号第 59 項)。

### (2) 金融負債の場合

- ・ 測定－IFRS 第 9 号「金融商品」(IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」)に従い、当初認識時において、金融負債を公正価値により測定する。また、IFRS 第 13 号「公正価値測定」は、要求払の特徴を有する金融負債(例えば、要求払預金)の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日(すなわち、即時)から割り引いた金額を下回ってはならないとしている。認識の中止－IFRS 第 9 号「金融商品」(IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」)では、金融負債が消滅(すなわち、債務が免責、取消し、又は失効)するまで認識を中止することができない。

## アジェンダ決定案(2015年9月)

6. IFRS-IC は、2015 年 9 月に次の事項を内容とするアジェンダ決定案を公表した。

- (1) 企業が発行するプリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義を満たす<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 企業が発行するプリペイド・カードに係る負債は、主に次の理由から、金融負債の定義を満たすと考えられた。

- (1) 企業は、カードの保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義務(カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする)があり、この契約上の義務を決済

これは、次の理由による。

- ① 発行企業は、カード保有者に代わって小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする）があり、かつ
  - ② 発行企業は、この契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない。
- (2) したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うのかを決定する上でために IFRS 第 9 号「金融商品」（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）のガイダンスを適用することになる。
- (3) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたプリペイド・カードについては、アジェンダ決定案の範囲から除外する。
- (4) アジェンダ決定案におけるプリペイド・カードの発行企業の範囲を次のとおりとする。
- プリペイド・カードの発行企業を銀行に限定しない。
  - 第三者の小売業者のみならず、発行企業自身で使用できるプリペイド・カードも対象とする。
- (5) これらを踏まえ、IFRS-IC では、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の現行のガイダンスに照らし、解釈指針の開発も基準の修正も必要ないとの結論が下された。

### III. 2016 年 3 月の IFRS-IC 会議の概要

7. 2016 年 1 月の IFRS-IC 会議において、アジェンダ決定案に寄せられたコメントが審議された。寄せられたコメント及び 1 月の議論審議を踏まえて、2016 年 3 月の IFRS-IC 会議では、次の 3 つの論点が議論された。

- 
- するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない。
- (2) カードの保有者が、発行企業においてプリペイド・カードを使用する可能性がある場合でも、発行企業の義務は金融負債であることに変わりはない（発行企業は、カード保有者が第三者である小売業者でプリペイド・カードを使用する場合に、現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していない。）

- (1) アジェンダ決定の範囲の明確化（論点 1）
- (2) プリペイド・カードに係る負債は IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲外であるか否か（論点 2）
- (3) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のガイダンスの適用可能性（論点 3）

## **アジェンダ決定の範囲の明確化（論点 1）**

### **（寄せられたコメント）**

8. アジェンダ決定案の範囲について、IFRS-IC に対して次のコメントが寄せられた。
  - (1) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一環として発行されたカードは、アジェンダ決定の適用範囲外である旨を明確化すべきである。これは、本論点が、プリペイド・カード以外のカスタマー・ロイヤルティ・プログラム等の他の取決めに不適切に幅広く適用されるのではないかという点、またカスタマー・ロイヤルティ・プログラム等が含まれる複雑な取引について、どのように本アジェンダ決定案を適用すべきかが不明確であり、さらなる混乱が生じるとの懸念によるものである。
  - (2) プリペイド・カードについて、発行企業自身でカードが利用（決済）できる場合を除外するよう、アジェンダ決定の範囲を限定すべきである。これは、発行企業自身でもプリペイド・カードが利用できる場合の影響について、詳細な分析がなされていない点、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（プリペイド・カードに係る負債は契約負債であると判断される）との区分が不明確であるとの懸念によるものである。

### **（2016 年 1 月の IFRS - IC 会議における議論及び IASB スタッフの分析）**

9. 寄せられたコメントに対し、2016 年 1 月の IFRS-IC 会議において、IFRS-IC メンバーから次の意見が述べられ、これを受けて IASB スタッフはその旨をアジェンダ決定として最終化することを提案した。
  - (1) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムをアジェンダ決定の範囲から明確に除外する。

(2) 本論点の範囲を当初の要望書の事例に限定すべきである（すなわち、第三者の小売業者でのみ財又はサービスに交換可能であるものとし、発行企業自身の財又はサービスの財またはサービスとは交換できないものとする）。

10. なお、IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号との IASB スタッフの整理については本資料第 15 項(3)を参照。

## **プリペイド・カードは、IFRS 第 9 号の適用範囲か否か（プリペイド・カードに関する取決めは金融商品か否か）（論点 2）**

### **（寄せられたコメント）**

11. プリペイド・カードに係る負債が IFRS 第 9 号の適用範囲か否かについて、次のコメントが寄せられた。

- ・ プリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義は満たすものの、カードの保有者に金融資産が生じないことから、IAS 第 32 号の金融商品の定義を満たしておらず、IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号の範囲外である<sup>5</sup>と考えられる（すなわち、IFRS には明確な規定はない）。したがって、当該取引の経済的実質を反映させるような会計方針の開発を発行企業に認めるために、企業に IAS 第 8 号の適用を要求するようアジェンダ決定を修正すべきである。

### **（2016 年 1 月の IFRS-IC 会議における議論及び IASB スタッフの分析）**

12. IASB スタッフは、上記のコメントに同意せず、プリペイド・カードの発行に係る負債は金融商品を生じさせるものであり、また発行企業の負債は IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）が適用される金融負債の定義を満たしていると考えた。

- (1) 発行企業は、カード保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする。）があり、かつ、この契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない。

---

<sup>5</sup> IAS 第32号第11項の金融商品の定義によれば、「金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。」とされている。

- (2) 企業に現金を引き渡す契約上の義務があるということは、必然的に、もう一方の当事者が現金を受け取る契約上の権利を有していることを意味する。カードの保有者と小売業者の双方が次のように契約上の権利を有している。
- ① カードの保有者は、財又はサービスに対して小売業者に現金を支払うよう、発行企業に指図する契約上の権利を有している。
  - ② 小売業者は、カードの保有者に財又はサービスを提供した後で発行企業から現金を受け取る権利を有する。
- (3) IAS 第 32 号は金融負債の定義を満たすために、義務の発生と同時に金融資産を有している特定の相手を識別することを金融負債の発行企業に要求したり、対応する金融資産を認識している相手がいることを要求したりしていない。
13. また、IASB スタッフは、プリペイド・カードが金融負債の定義を満たしている一方で、その取決めが金融商品でないために金融負債として会計処理されないことについて、次のような潜在的な影響があると考えている。また、2016 年 1 月の IFRS-IC 会議において、IASB のボードメンバーからも同様の懸念が寄せられた。
- (1) IASB スタッフは、企業が有している金融負債について、その金融負債が金融商品から生じたものではない（したがって、IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号の適用範囲外である）というような取引又は取決めの存在を認識していない。
  - (2) このように規定を適用することにより、取引の特定の相手方を識別できないという主張により、金融商品会計を回避することを助長する可能性がある。
  - (3) EITF はプリペイド・カードの取決めは米国会計基準上、金融商品ガイダンスの適用範囲であると結論付けており、FASB はそれを承認している（ただし、金融商品会計の例外規定を設けることとしている。詳細については、別紙 2 を参照）。仮に IFRS-IC がプリペイド・カードの取決めが金融商品ではないと結論づけるのであれば、それは、IFRS と米国会計基準の各金融商品の定義又は各金融商品基準の範囲の意図しない相違を生じさせることを含意している可能性がある。
14. したがって、IASB スタッフは、アジェンダ決定案の提案どおり、プリペイド・カードの発行により生じる負債は、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれ、その負債について IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）を適用するとすることを提案している。

## IAS 第 8 号の適用可能性について（論点 3）

### （IASB スタッフの分析）

15. 本資料第 11 項のコメントに関連して、IASB スタッフより、該当する IFRS がない場合に用いられる IAS 第 8 号の適用可能性について分析がなされた。

- (1) IASB スタッフは、プリペイド・カードに係る負債には IFRS 第 9 号が適用されると考えるため、IFRS に特定の規定がないために IAS 第 8 号を適用すべきとする主張を支持していない。
- (2) 仮に、プリペイド・カードの取決めが IFRS 第 9 号の範囲に含まれないとしても、IAS 第 37 号が適用されるであろうと考えられるため、発行企業が IAS 第 8 号を適用することは考えにくいと分析している。スタッフは、IAS 第 37 号の第 10 項の引当金の定義（「時期又は金額が不確実な負債」）を満たす可能性があると考えている。
- (3) なお、IASB スタッフは、プリペイド・カードの取決めに適用する基準を次のステップにしたがって決定すべきであると分析している。
  - ① プリペイド・カードに係る負債が IFRS 第 9 号の範囲に含まれる場合は、他の基準は適用されない。
  - ② プリペイド・カードに係る負債が IFRS 第 9 号の範囲には含まれないものの、顧客との契約の一部であれば、IFRS 第 15 号が適用される<sup>6</sup>。
  - ③ プリペイド・カードに係る負債が IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及びその他のどの基準の範囲にも含まれない場合は、IAS 第 37 号を適用する。

---

<sup>6</sup> IFRS 第 15 号と IFRS 第 9 号との関連性について、IASB スタッフは、次のとおり分析している。

- (1) IFRS 第 15 号の範囲から、IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれる金融商品は除外されている。したがって、プリペイド・カードに係る負債が IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれるのであれば、IFRS 第 15 号の範囲に含まれない。
- (2) 前述（本資料第 14 項）に記載のとおり、IASB スタッフは、プリペイド・カードの取決めは、IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の範囲に含まれると考えているため、IFRS 第 15 号の範囲ではないと考える。



【IAS 第37号】

- 1 本基準は、引当金、偶発負債及び偶発資産を会計処理するにあたって、すべての企業が適用しなければならない。ただし、次の項目を除く。
- (中略)
- (c) 他の基準が対象としているもの
- 2 本基準は、IFRS 第9号「金融商品」の範囲に含まれる金融商品（保証を含む）には適用されない。

### スタッフの提案のまとめ

16. 上記の3つの論点を踏まえ、最終アジェンダ決定に対するIASBスタッフの提案をまとめると次のとおりである。

- (1) プリペイド・カードの発行により生じる負債は、IAS 第32号及びIFRS 第9号 (IAS 第39号) の範囲に含まれ、その負債についてIFRS 第9号 (IAS 第39号) を適用する。
- (2) IFRS-ICメンバーの提案と整合的に、本論点の範囲を当初の要望書の事例に戻し、発行企業で使用されないプリペイド・カードに限定する。また、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、引き続き範囲から除外することを提案する。
- (3) 上記のIFRS-ICのアジェンダ要件の分析及び評価に基づき、本論点をアジェンダに追加しないことをIFRS-ICが再確認すること提案する<sup>7</sup>。
- (4) IFRS-ICがスタッフの提案に合意した場合は、このアジェンダ決定の最終化をすすめることを提案する。

---

<sup>7</sup> (ASBJスタッフ注) 過去のIFRS-IC会議において、本論点は、既存の基準に十分なガイダンスがあると考えられることから、基準又は解釈指針の修正が不要とのことで、アジェンダに追加されないことが提案されていた。

## IFRS-IC 会議での議論

### (結論)

17. IFRS-IC 会議では、多くの IFRS-IC メンバーがスタッフの提案及びアジェンダ決定を支持した。議長が本論点を、「所定の貨幣金額」の財又はサービスと交換されるプリペイド・カードに適用されるよう明確にすることを提案し、IFRS-IC メンバーの過半数がそれに同意した。

### (寄せられた意見)

18. 最終的には、ほぼスタッフの提案でアジェンダ決定を最終化することで合意されたが、IFRS-IC の中では、次のような意見も寄せられた。

### (総論)

- (1) スタッフの提案及びアジェンダ決定を支持するという意見が多く寄せられた一方で、発行企業と小売業者の両方で交換できるプリペイド・カードについては、アジェンダ決定により財務諸表作成者がさらなる疑問を抱くのではないかと懸念する意見が聞かれた。

### (EITF と同様の例外を設けるか否かについて)

- (1) 数名の IFRS-IC メンバーから、負債を財務諸表上、永久に認識することを要求するというのが会計上の回答であるとすれば、財務諸表利用者にとって有用な情報か否かが疑問であるとの意見が寄せられた。
- (2) 上記に関連して、本論点の対象となる項目について、米国会計基準と同様に、金融商品の認識の中止の要件に限定的な修正をしてはどうかとの意見も多く出された。
- (3) 一方で、修正を支持しない IFRS-IC メンバーからは、EITF の修正は、特定の取引について、原則的な基準からの例外規定を設けるルールベースの基準であり、対象をより厳格に限定する必要があるとの意見が出された<sup>8</sup>。また、顧客が所

---

<sup>8</sup> (ASBJ スタッフ注) 2015 年 9 月の IFRS-IC 会議では、金融商品の認識の中止の規定に例外を設けないとするスタッフ提案が出されていた。また、IFRS-IC メンバーからは、次の理由から例外を設けることについて反対する意見が寄せられていた。

(1) IFRS 第 9 号や IAS 第 39 号の認識の中止の規定自体を見直す必要が生じる。  
(2) 例外規定を設けることにより、意図しない帰結が生じる可能性がある。

定の金額で請求する可能性がある限り、金融商品会計基準では、現金を支払う義務が消滅したかのように会計処理することは認められていないという意見も出された。また、その場合の測定について、IFRS 第 13 号に基づいて、要求される金額を下回る金額で測定することは認められないとの意見も出された。

(当初測定について<sup>9)</sup>)

- (1) 本論点は本質的なものであり、IFRS 第 9 号と IFRS 第 13 号「公正価値測定」の観点から、IASB でのより幅広い議論の一環として、検討すべきであるとの意見が聞かれた。
- (2) オブザーバーとして参加していた IASB のボードメンバーは、この論点は、IFRS 第 13 号の適用後レビューの一環として検討することも機会もあると考えられるが、現段階で測定金額に非行使部分を反映するか否かについて検討することは難しいであろうとの意見を述べた。

---

<sup>9</sup> (ASBJ スタッフ注) 過去のスタッフの分析では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」における規定「要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日（すなわち、即時）から割り引いた金額を下回ってはならない」（第 47 項）により、金融負債の測定において非行使部分を反映させてはならないという見解が示されている。

(別紙 1)

アジェンダ決定 (2016 年 3 月の IFRIC Update より)

19. 2016 年 3 月の IFRIC Update で公表されたアジェンダ決定の仮訳は次のとおりである。

**IAS 第 32 号「金融商品：表示」－発行企業の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類**

解釈指針委員会は、企業が現金と交換にプリペイド・カードを発行する場合に生じる負債をどのように分類し、そうしたカードの未使用残高をどのように会計処理するのか明確化を求める要望を受けた。具体的には、解釈指針委員会は以下の特徴を有するプリペイド・カードを議論した。

- (a) 有効期限がなく、後取手数料がない（これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する）。
- (b) 返金、換金、現金との交換ができない。
- (c) 所定の貨幣金額までの財又はサービスのみを使用できる。
- (d) 使用できるのが特定の第三者の小売業者においてのみであり、カードのプログラムによって、単一の小売業者から、特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての小売業者までの範囲がある。カード保有者が小売業者で財又はサービスに対して使用した際には、発行企業は小売業者に現金を引き渡す。

解釈指針委員会は、当該プリペイド・カードに係る負債が非金融負債（発行企業はカード保有者に現金を引き渡す義務を有していないという根拠で）なのかどうかを検討するよう求められた。

解釈指針委員会は、プリペイド・カードについての発行企業の負債が金融負債の定義を満たすと考えた。これは次の理由によるものである。

- (a) 発行企業はカード保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義務を有しており、これは、カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件としている。
- (b) 発行企業はこの契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない。

したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債を会計処理するために IFRS 第 9 号「金融商品」（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」）の要求事項を適用する。

解釈指針委員会は、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムはこの論点に関する議論の範囲に含まれないことに留意した。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）の現行の要求事項に照らし、解釈指針委員会は、解釈指針も基準の修正も必要ないと判断した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

(別紙 2)

FASB (EITF) による議論—ASU 第 2016-04 号の公表

1. FASB は、2016 年 3 月に、会計基準更新書 (ASU) 第 2016-04 号「負債—負債の消滅 (Subtopic 405-20): 特定の価値蓄積型前払商品 (Prepaid stored-value products)<sup>10</sup>の非行使部分 (Breakage) の認識」を公表した。
2. 本 ASU は、特定の価値蓄積型前払商品<sup>11</sup>に関して発行企業が認識する負債を金融負債であると結論付けているが、FASB による会計基準のコード化体系 (FASB-ASC) Subtopic 405-20 「負債—負債の消滅」<sup>12</sup>に限定的な例外を設け、この価値蓄積型前払商品に係る非行使部分の負債について、ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の規定と同様の会計処理<sup>13</sup>を要求することとされた。
3. ASU 第 2016-04 号は、公開の営利企業については、2017 年 12 月 16 日以後開始する会計年度及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

以上

---

<sup>10</sup> ASU によれば、価値蓄積型前払商品とは、蓄積された貨幣価値を有している、物理的又は電子的な形式で発行されたプロダクトであり、一般的に、財又はサービスの支払いに充当することを目的として発行されたものであるとされている。例示として、特定の支払ネットワークのもとで発行され、ネットワークに対応した店舗で使用可能な前払ギフトカードや、テレフォンカード等があげられており、物理的またはデジタル形式の両方のケースがあるとされている。

<sup>11</sup> 本 ASU の規定は、次の特徴を有する価値蓄積型前払商品には適用されない。

- (1) 未請求資産制度対象である (北米の州法では、企業の倒産等から顧客の資産を保全するために、一定期顧客からアクセスされなかった銀行残高や、未請求の資産 (小切手や未払いの配当金、トラベラーズチェック等) を州当局に引き渡すことが義務付けられているケースがある。)
- (2) 顧客の預金口座のように、分離された銀行口座に帰属している。

<sup>12</sup> 現行の米国会計基準では、負債 (金融負債と非金融負債のいずれも) は、ASC Subtopic 405-20 「負債の消滅」の規定により、顧客が利用するか、カードが失効となるか、または未請求資産制度 (Unclaimed Property Laws) の対象となる前に認識を中止することは認められていない。

<sup>13</sup> プリペイド・カード等における顧客の非行使の権利について、一定の条件にあてはまる場合に、一定の方法で収益認識することとされている (ASC 606-10-55-45~606-10-55-49)。